

# アルコール検知器導入助成金交付要綱

公益社団法人 佐賀県トラック協会

## (目的)

**第1条** この要綱は、公益社団法人佐賀県トラック協会(以下「佐ト協」という。)の会員事業者(以下「事業者」という。)が、アルコール検知器を導入する際、代金の一部を助成することとし、飲酒による事故防止対策の推進及び法令遵守に努めることを目的とする。

## (対象機器)

**第2条** 飲酒運転防止に効果のあるアルコール検知器(付属品は除く)

- 2 前項で定めるアルコール検知器については、下記の機能をいずれも有しているものでなければならない。
  - (1) 検知数値が適切に表示されること
  - (2) 表示された検知数値を機器本体で記録し、かつ、保存(印字)できること(通信タイプの場合は、受信側端末において同様の行為が可能であること)
  - (3) 常時有効な状態で保管できること

## (助成対象期間)

**第3条** 助成対象期間は、原則として当該年度の2月末日までの導入分とする。

- 2 対象期間内に予算額に達した場合は、助成を終了することができるものとする。

## (助成金額)

**第4条** 助成金の交付額は、機器価格の2分の1とし、1台あたりの上限は5万円とする。ただし、端数が生じたときは、百円未満は切り捨て処理とする。

- 2 1事業者に対する交付額は、10万円を限度とする。
- 3 助成台数の上限は車両保有台数とし、事務所機器は1事業所につき1台までとする。
- 4 交付額には消費税を含めないものとする。

## (助成金の交付申請)

**第5条** 助成金の交付を受けようとする事業者は、原則として事業が完了した日から3か月以内又は、当該年度の2月末日のいずれか早い日までに様式1号のアルコール検知器導入助成事業実績報告書(助成金交付請求書)に必要事項を記入の上、次の各号のすべての写しを添え、佐ト協に申請するものとする。

- (1) 請求書
- (2) 領収書等(リースの場合は、リース契約書)
- (3) 第2条に定める機能を有していることを証する書類(パンフレット写し等)

## (助成金の交付)

**第6条** 佐ト協は、前条の助成事業実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、当該事業者に対して助成金を交付するものとする。

- 2 提出された書類の内容に虚偽の事実が判明した場合は、助成金を交付しない。
- 3 助成金の交付後に虚偽の事実が判明した場合は、その会員に対し返還を求める。

## (交付決定の取消しと助成金の返還)

**第7条** 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した機器を管

理しなければならないものとする。

- 2 交付の対象となった装置が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、佐ト協は当該機器に係る助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
  - (1) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。
  - (2) 差し押さえ又は競売等により当該機器が使用できなくなったとき。
- 3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に事業者へ交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができるものとする。

#### (対象機器の処分)

- 第8条** 交付対象となった機器が、装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならないものとする。
- 2 前項に規定する処分を行うときは、あらかじめ佐ト協の承認を得なければならないものとする。

#### (保存期間)

- 第9条** 本助成に関する書類は、佐賀県運輸事業振興助成交付金交付要綱第5条の規定に従い、5年間保存しなければならないものとする。

#### (附則)

本要綱は、平成16年4月1日から施行する。

#### (附則)

本要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### (附則)

本要綱は、平成18年4月1日から施行する。

#### (附則)

本要綱は、平成19年4月1日から施行する。

#### (附則)

本要綱は、平成20年4月1日から施行する。

#### (附則)

本要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### (附則)

本要綱は、平成22年4月1日から施行する。

#### (附則)

本要綱は、平成23年4月1日から施行する。

#### (附則)

本要綱は、平成24年4月1日から施行する。

#### (附則)

本要綱は、平成25年4月1日から施行する。

#### (附則)

本要綱は、平成26年4月1日から施行する。

#### (附則)

本要綱は、平成27年4月1日から施行する。

#### (附則)

本要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### (附則)

本要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**(附則)**

本要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。